札幌市保育所型認定こども園の施設の整備について

（令和８年度版）

保育所型認定こども園の施設整備に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年条例第２号。以下「条例」という。）及び札幌市私立認定こども園認定要綱（以下「認定要綱」という。）に定められている基準等を満たすものとし、以下の項目に注意して設計をするようお願いいたします。

なお、施設整備に当たっては、将来にわたって安定した施設運営を行うために、近隣地域への配慮及び周辺環境の把握が不可欠であることにご留意願います。

※ 本書において、移行特例と記載されているものについては、平成 30 年３月 31 日以前に設置・認可された保育所が、保育所型認定こども園の認定を受ける場合の特例を指しています。

1 設備の基準について

<table>
<tr><th>室名</th><th>基準</th><th>望ましい事項等</th></tr>
<tr><td>園舎</td><td>● ３歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積以上であること。
<table><tr><td>１学級</td><td>180 ㎡</td></tr><tr><td>２学級以上</td><td>320＋100×(学級数－２)㎡</td></tr></table>※ ただし、満３歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、その他の施設設備の面積は、これとは別に設ける必要がある。</td><td>● 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」といいます。）は、防災上の観点から１階に設置すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 園舎が複数の建物である場合の各建物は、原則、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置すること。
● 同一の敷地内又は隣接する敷地内以外の場所に設置する場合は、次の要件の全てを満たした場所に設置すること。
① 教育及び保育の適切な提供が可能である。
② 園児が安全に移動可能である。</td></tr>
<tr><td>乳児室
（必置）</td><td>ほふくしない２歳未満児：1 人当たり 3.3 ㎡以上
※有効面積（内法・棚等を除いた面積）で上記面積以上を確保すること。</td><td rowspan="2">● 防災上の観点から乳児室等の児童が利用するスペースはできるだけ１階に配置すること。
● 乳児室について
<table><tr><td>望ましい面積</td><td>20％の超過入所に対応可能な面積</td></tr></table>● ほふく室について
<table><tr><td>望ましい面積</td><td>20％の超過入所に対応可能な面積</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ほふく室
（必置）</td><td>ほふくする２歳未満児：1 人当たり 3.3 ㎡以上
※有効面積（内法・棚等を除いた面積）で上記面積以上を確保すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>保育室
又は
遊戯室
（必置）</td><td>２歳以上児：１人当たり 1.98 ㎡以上
● 各室の部屋割りは効率的に配置すること。
※有効面積（内法・棚等を除いた面積）で上記面積以上を確保すること。</td><td>● 保育室について
<table><tr><td>望ましい面積</td><td>20％の超過入所に対応可能な面積</td></tr></table>● 遊戯室については、冬期間、屋内活動が中心となるため十分な面積を確保すること。
● 遊戯室を設置しない場合でも、異年齢児の交流が可能なスペース（ホールや子育て支援スペースの利用）を確保すること。</td></tr>
<tr><td>屋外遊戯場
（必置）</td><td>● 次の①､②をいずれも満たす面積以上であること。
①２歳児以上の園児の数×3.3 ㎡
②次の合計面積
・満３歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積
<table><tr><td>２学級以下</td><td>330＋30×(学級数－１)㎡</td></tr><tr><td>３学級以上</td><td>400＋80×(学級数－３)㎡</td></tr></table>・２歳児の園児の数×3.3 ㎡
※ 移行特例
②の面積以上であればよい。
● 園児が実際に遊戯できる面積を確保すること。(通路部分や花壇などは園庭の面積には含まない。)</td><td>● 屋外遊戯場については、耐火建築物であれば屋上を利用することも可能であるが、地上に設けることが望ましい。(「③屋外遊戯場を屋上に設ける場合の留意点について」を参照)
● 以下の要件を全て満たす場合に限り、近隣の都市公園を屋外遊戯場に代えることができる。
・保育所の敷地内の地上又は屋上に屋外遊戯場を設置することが困難。
・屋外活動及び事業所からの移動に当たって安全が確保される。(保育所からの距離はおおむね 300ｍを目安とする)</td></tr>
<tr><td>調理室
（必置）</td><td>● 必ず設置すること。
● 給食が必要な児童の定員に見合う面積を確保し、設備を設置すること。</td><td>● 複数階にまたがり配膳を行う場合は小荷物専用昇降機や配膳室等を設置すること。
● 「④設備について」を参考にすること。
● 面積は、必要設備の設置を考慮すると、定員 60 人以上の場合は 40 ㎡を目安とする。(食品庫や検収室の面積は除く。)
特に 3～5 歳児の主食及び職員給食を行う場合は 40 ㎡以上とすること。</td></tr>
<tr><td>便所
（必置）</td><td>● それぞれの階数の定員に見合う面積、設備（幼児用便所等）を確保すること。
● 車いす使用者が利用可能な便所又は人的対応がとれる形態にすること。</td><td>● 「④設備について」を参考にすること。
● すべての便所の出入り口は調理室の出入り口・カウンター等から３ｍ以上離れた場所に設けること。
● 調理従事者専用便所を設置すること。
● 職員用（調理従事者を含む）便所は、施設内に設置すること。</td></tr>
<tr><td>医務室
（必置）</td><td>● 静養できる設備を設置すること（事務室内に静養できるスペース及び設備を設置することでも可)。</td><td></td></tr>
</table>

調乳室	● ２歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積。 ● 乳児室･ほふく室に近接して配置すること。	● 「④設備について」を参考にすること。 ● 感染症予防対策として、入り口は便所・沐浴室入り口と隣接しないこと。
沐浴室	● ２歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積が必要。 ● ２歳未満児が使用可能な沐浴設備（乳児バス等）を設置すること。 ● 乳児室･ほふく室に近接して配置すること。	● 「④設備について」を参考にすること。
一時保育室	● 補助を受けて整備する場合は、一時預かり事業を実施できるスペースを確保すること。	●一時預かり事業を実施する場合には、保育室等の面積基準を満たす場合に限り、通常の保育室等を利用することも可能。
地域子育て支援スペース	● 補助を受けて整備する場合は必ず設置すること。	● 子育て支援相談を行うためのスペース（５～10 ㎡程度）を設けることが望ましい。
事務室等	● 補助を受けて整備する場合は、事務室、職員休憩室又は更衣室（ロッカー）のいずれか１つは設置すること。	● 事務室等は、職員数を踏まえた面積を確保すること。
その他	● 条例により、建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示する必要があります。掲示の方法等に指定はありませんが、「認定こども園」と記載のある看板を設置するなどの対応を検討してください。 ●設けるのが望ましいものは以下のとおり ・洗濯室、乾燥室、給湯室 ・食品庫、収納スペース ・駐車スペース（送迎時の交通混雑を避けるため、定員を 20 で除した台数分（１台未満の端数が生じた場合には繰上げ）を確保することが一応の目安とします。しかし、設置場所によってはそれ以上にあることが望ましく、地域の交通事情や道路幅員、積雪寒冷時における近隣の除排雪の状況、保育士等の職員の交通手段に十分に配慮して適切な台数を確保するようにしてください。また、札幌市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合するためには、車いす使用者用駐車区画を１台分確保する必要があります。 ・エレベーター（３階建以上の建物が札幌市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合するためには、必要となります。また、同条例に基づく特定適合施設表示板交付基準に適合するためには、２階建以上の建物から必要となります。） ※　札幌市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合する建物とするためには、駐車スペースやエレベーターのほかにも満たさなければならない要件が多数ありますが、不明な点につきましては、都市局建築指導部建築安全推進課（011-211-2867）までお問い合せくださいますようお願いいたします。	

② ２階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合の基準について

条例第４条及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年９月５日付け雇児発 0905 第５号。以下「局長通知」という。）では、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）は、特別の理由がない限り

は１階に設けることが望ましいとしつつ、特別の理由があって保育室等を２階に設ける建物は、下表のア、ウ及びキの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、下表イからケまでの要件に該当する必要があります。

下記の表は、要件を簡単にまとめたものです。詳細については、条例及び局長通知を御覧ください。

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">要件</th><th colspan="2">保育室等の位置</th></tr>
<tr><th>２階</th><th>３階以上</th></tr>
<tr><td>ア</td><td colspan="3">建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物（ロに該当する建築物を除く。）であること</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>イ</td><td colspan="3">建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td colspan="3">保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。
<table>
<tr><th>階</th><th>区分</th><th>施　設　又　は　設　備</th></tr>
<tr><td>２階</td><td>常　用</td><td>（１）　屋内階段
（２）　屋外階段</td></tr>
<tr><td></td><td>避難用</td><td>（１）　屋内階段（建築基準法施行令第 123 条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造。ただし、同条第１項の場合の当該階段の構造は、建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第 10 号に該当すること。）
（２）　待避上有効なバルコニー
（３）　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路（これに準ずる設備を含む。）
（４）　屋外階段</td></tr>
<tr><td>３階</td><td>常　用</td><td>（１）　屋内階段（建築基準法施行令第 123 条第１項各号又は同条第３項 各号に規定する構造）
（２）　屋外階段</td></tr>
<tr><td></td><td>避難用</td><td>（１）　屋内階段（建築基準法施行令第 123 条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造。ただし、同条第１項の場合の当該階段の構造は、建築物の１階から３階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第 10 号に該当すること。）
（２）　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路（これに準ずる設備を含む。）
（３）　屋外階段</td></tr>
<tr><td>４階以上</td><td>常　用</td><td>（１）　屋内階段（建築基準法施行令第 123 条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造）
（２）　屋外階段（建築基準法施行令第 123 条第２項各号に規定する構造）</td></tr>
<tr><td></td><td>避難用</td><td>（１）　屋内階段（建築基準法施行令第 123 条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造。ただし、同条第１項の場合の当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第 10 号に該当するものとする。
（２）　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
（３）　屋外階段（建築基準法施行令第 123 条第２項各号に規定する構造）</td></tr>
</table></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

エ	ウに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等から至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。		○
オ	調理室以外と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ただし、次のいずれかに該当する調理室を除く。 （ア） スプリンクラー設備（その他これに類するものを含む。）で自動式のものが設けられていること。 （イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		○
カ	保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行われていること。		○
キ	保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落事故を防止するために金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行えないようにする等の設備が必要であること。	○	○
ク	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		○
ケ	保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、薬品による防炎処理が施されていること。		○

（注意事項）

1　保育室等を２階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

2　保育室等を２階以上の複数階にわたり設ける場合、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

3　２階に保育室等を設置する場合で、避難用設備として待避上有効なバルコニーを設置する場合は以下要件を満たすこと。

・バルコニーの床は準耐火構造とし、バルコニーは十分に外気に開放すること。
・バルコニーの待避に利用する各部分から２m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m以上、高さは 1.8m以上、下端の床面からの高さは 0.15m以下とすること。
・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね８分の１以上とし、幅員 3.5m以上の道路又は空地に面すること。
・原則として保育室等から 50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

4　保育室等を１階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、２方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮すること。

5　積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。

6　人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、条例の適用に際して当該階を１階とみなして差し支えないこと。

7　既存の建物を改修して床面積が 200 ㎡を超える面積の保育所を設けようとする場合にあっては、児童福祉法とは別に、建築基準法第 87 条に基づく用途変更の届出が必要であること。

3 屋外遊戯場を屋上に設ける場合の留意点について

屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例ですが、耐火建築物においては、用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合は、屋上を屋外遊戯場として利用することができます。

ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、条例第 181 条第 1 項第 5 号の規定によるほか、次の点に十分留意してください。

（注意事項）
（1） 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
（2） 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
（3） 防災上の観点から次の点に留意すること。
ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

4 設備について

1 調理室の設備について

食中毒事故を防止するため、調理室の設置に当たっては、以下の事項について十分留意してください。

調理室は、木製の調理器具等の使用はせず、調理台・カウンター・食器棚・扉・床・壁等の材質は消毒可能で、カビ等を防ぐためにステンレス製の金属並びにコンクリート等耐水性又は不浸透性で、清掃しやすい構造であることが望まれます。床については衛生管理上ドライ方式を基本としていますので、ウエット方式で必要となる床に水を流すための設備（排水溝・グレーチング）の設置の必要はありません。

なお、集団給食を実施する上で必要となる設備・衛生面等については、各区健康・子ども課生活衛生係へ設計段階から必ず相談し、営業届出等の手続についても確認してください。また、ウェルネス推進課へ「特定（多数）給食開始（再開）届」※を提出してください。

※ 特定（多数）給食開始（再開）届とは、継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を提供する施設の場合に必要な届出です。

(1) 調理室等の温度・湿度管理

食材や調理済の食品が、高温多湿の状態に置かれると、鮮度の低下、細菌の増殖が進むため、適当な位置に蒸気、熱気等を排出し、結露を防ぐために十分な能力を有する換気設備を設けること。また、作業中も温度 25℃以下、湿度 80%以下に保たれるよう、エアコンを設置すること。業務用エアコンが望ましい。多くの加熱機器がおかれていることを考慮に入れ設置すること。



(2) 手洗い設備（調理用のシンクとは別に必要です。）

入口のそばに設置すること。腕まで洗える大きさを確保すること。

① シンクの大きさは、外寸で 37cm×50cm 以上、内寸で 30cm×45cm 以上が必要。

② 手指を介した二次汚染を防ぐため、蛇口はセンサー式が望ましい。センサー式でない場合は、手首や手の甲等で操作できるレバー式にすること。

③ 冷水による手洗いは汚れ落ちが劣るほか、特に冬期の手洗い不足につながるため、温水が出る混合栓にすること。

④ 石けん液・消毒液、引き下げ式のペーパータオル、爪ブラシを設置すること（エアータオルは水滴の飛び跳ねがあることや、器具の消毒等の管理が必要なため、設置しない）。

⑤ 石けん液・消毒液の容器については、ポンプ式タイプが望ましい（壁に備え付ける押し上げタイプのディスペンサーは、ノズルが手指に直接触れることで汚染された場合に微生物が増殖することがあるので不可）。

⑥ 身支度の確認をするための鏡を、手洗い器上部等（調理室入口付近）に設置すること。

(3) 食器消毒保管庫

食器消毒保管庫は、必ず設置すること。

食器消毒保管庫では、食器の他に全ての調理器具（ざる・ボール・まな板・包丁等）の消毒を行う。なお、大きさの目安は次のとおり。

30 人定員	食器カゴ収容数 ５個以上	90 人定員	食器カゴ収容数 15 個以上
45 人定員	食器カゴ収容数 10 個以上	120 人定員	食器カゴ収容数 15 個以上
60 人定員	食器カゴ収容数 10 個以上	150 人定員	食器カゴ収容数 20 個以上

※ ３～５歳児の完全給食（主食を含む給食の提供）や指導食（職員の食指導用給食）を提供する場合は、定員に加算される人数の食器数及び調理器具等を考慮すること。

※ まな板・包丁専用殺菌庫を使用する場合は、食器消毒保管庫と同様の機能がある熱風タイプがよい（調理器具の使用後は、器具表面が 80℃、５分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫等で衛生的に保管する必要がある）。また、まな板・包丁は用途別に専用のものを備えるため、まな板 10 枚タイプの大きさが望ましい。

紫外線タイプの場合、殺菌効果は照射された表面のみであり、照射されない部分については殺菌効果がない（まな板や包丁が重なっている場合や、泡立て器等の複雑な形状をしている調理器具では、紫外線の十分な照射が困難となり、殺菌が不完全となることが危惧されることから、特に注意が必要）。また、紫外線殺菌灯の有効照射時間に注意し、定期的に交換する必要がある。熱風、次亜塩素酸ナトリウム又は煮沸による消毒を行った後、衛生状態を保持する上での保管庫として使用することは有効である。

(4) 収納棚等

① 食器棚

食器は、種類・使用回数が多く、食器消毒保管庫に常時収納しておくことが困難なため、食器棚が必要。次亜塩素酸ナトリウム等で消毒が可能なステンレス製が望ましい。

② 調理器具用扉付き収納棚

調理器具（なべ・ざる・ボール・トレーなど）を収納する扉のついた収納場所が必要。

③ 引き出し

おたま・トング等の調理器具を収納するため、引き出しが数か所必要。

※ シンク下や調理台下など床から 60cm 以内の場所に調理器具や食器などを収納する場合は、必ず扉が必要(扉をつけて収納スペースにする場合であっても底板及び扉以外の三方も隙間なく囲うこと)。

(5) 食材専用搬入口・検収室

① 食材の専用搬入口を設けること。

② 食材の専用搬入口には検収室を設けること。

③ 検収室は、食品庫と隣接又は近い位置に設置し、業者の立ち合いのもと検収できるスペースを確保する。また、外気が直接調理室内に流れないよう、必ず扉を設け調理室と区画すること。検収室の扉は上下左右に隙間やドアガラリ（通気口）のないものとすること。

④ 外部から直接食品の搬入が行われる場合は、検収室の出入り口に土間を設けること。

(6) 食品庫

① 食材の専用搬入口と近い位置に設置し、必ず扉を設け調理区域とは区画すること。扉は上下左右に隙間やドアガラリ（通気口）のないものとすること。

② 冷暗所とすること。換気、除湿に注意し、温度・湿度を適切に保つため換気装置等を整備することが望ましい。

③ 窓の設置や冷凍庫・冷蔵庫の設置などは、食品庫内温度が高くなることから設置しない。

④ 食品を保管する場所として、室内にカビが発生することのないよう、壁はステンレス製、コンクリート製又はクロスを貼る等の防水加工にすること。

⑤ 食品棚等についてはステンレス製又はクロムメッキ製等の金属製が望ましい。

⑥ 基本的に当日納品が主なので、あまり広くなくてよい。

(7) シンク

① 手指からの汚染を防ぐため、蛇口は手首や手の甲等で操作できるレバー式にすること（直接手で触れず、手首や手の甲で開閉を行うことで蛇口の汚染を防ぐ）。

② 温水が出る混合栓が望ましい(冬期間に食品等の洗浄が十分に行えない可能性がある)。

③ シンクは調理用３か所以上（汚染物用・下処理用・生食及び加熱調理後用）、食器洗浄用を食器洗浄機に隣接して１か所以上設置し、それぞれのシンクは、水しぶき等の飛び跳ねによる食品汚染防止の食品衛生の観点から、離れている方が望ましい。食器洗浄機がない場合、食器洗浄用のシンクを設置することが望ましい。

食器洗浄機がある場合	シンクの数 ４か所以上	食器洗浄機がない場合	シンクの数 ６か所以上
汚染物用（土付きの野菜など）	１か所以上	汚染物用（土付きの野菜など）	１か所以上
下処理用(土付きでない野菜など)	１か所以上	下処理用（土付きでない野菜など）	１か所以上
生食及び加熱調理後用	１か所以上	生食及び加熱調理後用	１か所以上
洗浄機に隣接する食器・調理器具洗浄専用（大きな鍋などを洗浄できるもの）	１か所以上	食器洗浄専用（予洗い・洗浄・すすぎのシンクを並べること）(３か所のうち１か所は大きな鍋などを洗浄できるもの)	３か所以上

④ シンクは作業しやすい高さとし、食数に応じてゆとりのある大きさ、深さとする。高さが不適の場合、調理従事者の作業効率が低下するとともに、腰痛の原因等になる場合がある。また、小さすぎるシンクは食品や調理器具を十分に洗浄できない。

⑤ 排水が飛散しない構造であること。

（8） コンロ等

① 大型のコンロ３口のほか、離乳食・アレルギー食調理用の小型のコンロ（直径 15cm 程度の鍋がかかるもの）が更に３～４口以上必要。

コンロの後方（奥側）に設置するコンロは、設置位置について考慮すること。

② 大型コンロは、大きな鍋を置いて使用することを考慮すると、高さ 60cm 程度が使いやすい（使用する鍋の形状により、使用しやすい高さが異なるので考慮すること）。また、食数が多い施設では、汁物や麺料理の汁を調理するためのローレンジを設置すると使い

勝手がよい。

③　札幌市保育所給食基準献立を使用する場合、オーブンが必要。温度調節、タイマー、コンベクション機能付きのオーブンがよい。(コンベクション機能は、できあがりにムラがなくよい。スチームコンベクションは、蒸気調理とコンベクション機能が可能となるため、更に調理の仕上がりや作業効率がよい。)

④　ガスの場合は、五徳等が取り外し可能で掃除のしやすいものがよい。

（９）　調理機器

①　食器洗浄用のシンク・食器洗浄器・食器消毒保管庫を、近い位置に設置すると、作業動線がよい。また、それぞれの間に水きり台があるとよい。

②　コンロと隣接して鍋などを一時置きできる調理台を設置するとよい。

③　冷蔵庫・冷凍庫は、開閉時に温度が上がりにくい業務用がよい。また、調理室内の食品搬入口付近に設置することが望ましい。

④　保存食用の冷凍庫は、２週間分の原材料・調理済み食品が入るサイズで、－20℃以下になるものが必要。冷凍庫の一部を使用する場合は、－20℃以下で２週間分の保存食が保存できることを確認する。

⑤　牛乳保冷庫が必要。冷蔵庫の一部を使用する場合は、他の食品と混在させない。

(10)　受け渡しのためのカウンター設備

衛生管理上、調理従事者以外の者が調理室内に入ることなく、調理済みの食品の受け渡し、下がってきた食器の一時置きなどができるカウンターがあるとよい。カウンターは、調理室の内側に設置し、受け取り及び配膳状況が分かりやすいよう外側に透明(ガラス等)の引き戸をつけるとよい。扉は上下左右に隙間のないものとすること。

配膳にカウンターを使用する場合は、調理済みの食品を効率的に乗せられるよう、棚の奥行は配膳用のお盆が縦に配置できる寸法（60cm 程度）とし、２～３段にするとよい。

(11)　調理室の出入口

①　配膳車が出入りしやすいように、引き戸がよい。調理室には、他の室内の外気が流入しないように、上下左右に隙間（指はさみ防止のものも含む）やドアガラリ（通気口）のない引き戸とすること。

②　調理従事者が、清潔で衛生的な作業用の外衣及び履物に着替えることができる前室及び設備を、調理室入口付近に設けること。前室の設置がない場合には、調理室付近に作業用の外衣及び履物の保管場所を設けること。

③　低い位置に透明（ガラス等）の窓（食育窓）を設置することが望ましい。園児が調理を行っている様子を見ることができ、食育推進に活用できる。

(12)　照明

調理室内は、必要な明るさを確保すること。

特に、コンロ・食器洗浄用シンクの付近は、加熱中の食品や洗浄した食器の汚れがはっきりと見えるように、背後からではなく、正面からの照明になるよう注意すること（窓でもよい)。

窓は、明かり取りとし、食品衛生上、開閉は基本的に行わないことから網戸は必要としない。

(13)　便所について

①　調理従事者専用便所は、食品を取り扱う場所から直接出入りできない構造とし、調理室入り口･食品庫･カウンター等から３ｍ以上離れた衛生上支障のない場所に設置する。

②　専用の手洗い設備、専用の履物を備えること。

③　便所内の手洗い設備については、(2)に準じた設備が望ましい。

④　出入口の扉は上下左右に隙間やドアガラリ（通気口）のないものとすること。

(14)　調理室の衛生的な管理に係る留意点

①　調理室は食中毒や感染症防止のため、衛生的に区画されている必要があることから、定期的（毎月）に検便検査を行っている調理従事者以外の者は、原則立ち入らないこと。

②　衛生管理上、洗濯機や給食関係以外のものを収納する物置などは、調理室内に設置しない。

③　調理従事者以外の者が、やむを得ず、調理室に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせること。

④　外部に開放される部分や排水溝・下水溝には、ねずみ及びはえ等衛生害虫の侵入及び発生を防止する措置を講じること。

(15)　ＳＫ（汚水専用シンク）について

調理室を掃除する用具の洗浄用ＳＫを設けること。調理室の近く（トイレ内は不可）がよい。

また、掃除用具入れが調理室近くにあるとよい。食品を取り扱う場所に設置する場合は、食品衛生上、壁・ドア等で区画することが望ましい。

(16)　その他

①　小荷物専用昇降機が給食専用でない場合（人が乗るエレベーター等）は、扉つきの配膳車が必要。各階の小荷物専用昇降機出入口は便所からできるだけ離れた場所に設置するのが望ましい。また、各階の小荷物昇降機は、子どもがボタンを触れることで作動することがないよう、安全面への配慮を行うこと。

②　遊戯室など埃の舞いやすい場所を通って給食を運ぶ場合、扉つきの配膳車が必要。

③　電気を使用する調理機器を多く必要とすることから、調理室の電気回路等については、十分確保できるよう確認すること（設備用のほかに、使用する電気製品の回路として３回路以上は必要）。

【設　備　例】：食器消毒保管庫、食器洗浄器、冷凍庫、冷蔵庫、オーブン等

【設備以外例】：電気炊飯器、電子レンジ、フードプロセッサー、ホットプレート、電気ポット等

④　器具等は、分解しやすく、清掃しやすい構造であること（分解せずに洗浄・消毒が可能な場合はこの限りでない）。また、移動し難い機器等は、作業、清掃及び洗浄しやすいよう配置すること。

⑤　グリストラップを設置する場合は、調理室・食品庫・前室・検収室以外の設置が望ましい。

※　夏期における調理室内の異臭防止や汚物の清掃であることを考慮し、用務員等が入室し清掃が可能な機械室や屋外等の場所に設置するのが望ましい。また、室内に設置した場合は、グリストラップの近くにグリストラップ用品洗浄用のＳＫを設けること。

⑥　廃棄物（調理室内で生じた廃棄物及び返却された残菜など）は細菌等の温床となるため、保管場所は調理室・食品庫・前室・検収室外で、食材の搬入口から離れた場所とする。また、調理室・食品庫・前室・検収室から直接出入りする扉は設置しない。

⑦　生ゴミ処理機を設置する場合は、調理室・食品庫・前室・検収室以外に設置すること。

⑧　調理室内の殺菌灯については、厨房に対して見合う能力でなければ効果がないことから、確認を行うこと（設置義務はない）。

2　調乳室の設備について

調乳室においても、調理室に準じた設備・対応が必要となります。設置に際しては、以下の事項に留意するようお願いします。

(1)　調乳室はミルク・母乳を扱う場所であることから、扉等で完全に区画（仕切る）すること。

①　調乳室の扉は､保育士と児童の互いの様子が見ることができるような戸で仕切るとよい。

②　調乳室には、ノロウイルス対策等の衛生管理面を考慮し、調理室と同様に保育室等の外気が流入しないように平常から戸は閉めておくこと。また、上下左右に隙間（指はさみ防止のものも含む）やドアガラリ（通気口）のない戸とすること。換気は、室外換気が望ましい。

③　便所･沐浴室の入口から３ｍ以上離れた衛生上支障のない場所に設置することが望ましい。

(2)　調乳業務を行うための専用シンクが必要。

(3)　手洗い設備が必要。（１「調理室の設備について」(2)を参照。）

①　シンクは、調乳を行う清潔な場所であることが必要。手洗い設備は、シンクと別に設置すること（手洗いによる汚染防止)。

②　手洗い器は、調理室に準じて、蛇口はセンサー式又はレバー式とし、床にはね水が落ちないよう、十分な大きさとすることが望ましい（イメージ：家庭用の洗面化粧台のシンク)。

③　温水が出る混合栓にすること。

④　引き下げ式のペーパータオルにすること。エアータオルは、水滴の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なため設置しない。手洗い用の爪ブラシを設置することが望ましい。

⑤　手洗い用石けん液・消毒液の設置が必要。容器は押し下げ式のポンプ式が望ましい。

(4)　ほ乳瓶・乳首等の洗浄・消毒

ほ乳瓶洗浄用のブラシ等で洗剤を使用し、よく洗浄した後、十分流水で洗い流す。

洗浄後、加熱殺菌（殺菌するほ乳瓶等自体が 80℃、５分間以上）を行うか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行い、清潔に保管する。

①　調理室で行う場合は、消毒は食器消毒保管庫でよい（電子レンジも可)。乳首のみ煮沸消毒（沸騰後５分)。

②　調乳室で行う場合は、調乳室に消毒を行う設備・器具が必要。

※紫外線タイプの場合、殺菌効果は照射された表面のみであり、照射されない部分については殺菌効果がない。また、紫外線殺菌灯の有効照射時間に注意し、定期的に交換する必要がある。完全に消毒を行うためには、熱風、次亜塩素酸ナトリウム又は煮沸による消毒を行った後、衛生状態を保持する上での保管庫として使用することは有効である。（１「調理室の設備について」(3)を参照。）

(5)　消毒したほ乳瓶・乳首などは、扉のついた清潔な棚に保管すること。

(6)　冷凍母乳を取り扱うために、冷凍冷蔵庫・温乳器（専用のボールと温度計でもよい。）が必要。

(7)　扉のついた調乳用品を収納する場所があるとよい。調乳用品以外の物品は置かない。

(8)　電気ポット等の電気製品が使用しやすい位置に、電源が確保されること。

3　便所について

子ども用便所内に、必要な数の便器、手洗い等を設置してください。

職員用便所は、賃貸物件の施設の場合、衛生上の観点から施設の専用部



分に設置してください。

なお、保育室（食事場所）内に便所を設置する場合は、感染症拡大防止の観点から、壁等で区画されていることが望ましいです。

(1) 子ども用の便器の数

設置の目安については、次のとおり。２階建、３階建の施設については、各階ごとの受入児童数に応じて設置すること。

大便器：（入所定員÷２０）個＋１個	小便器：（入所定員÷３０）個＋１個
例：定員６０人の場合 ６０÷２０＝３、３個＋１個＝４個 定員９０人の場合 ９０÷２０＝4.5⇒５個＋１個＝６個 定員１２０人の場合 １２０÷２０＝６、６個＋１個＝７個	例：定員６０人の場合 ６０÷３０＝２、２個＋１個＝３個 定員９０人の場合 ９０÷３０＝３、３個＋１個＝４個 定員１２０人の場合 １２０÷３０＝４、４個＋１個＝５個

(2) 手洗い設備

便所内(出入口付近)に児童が使用できる高さの手洗いを設置すること。



手洗い用の液体石けん又は泡状石けんを設置すること(固形石けんは保管時に不潔になりやすいため、液体石けん又は泡状石けんが望ましい)。

また、手拭用のペーパータオルを設置すること（エアータオルは水の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なためペーパータオルが望ましい)。

職員用手洗いを、便所内に設置すること。

(3) おむつ交換台

０～１歳の便所には、おむつ交換台を設置すること。

４ 沐浴室について

乳児室・ほふく室（０・１歳児室）に近接して沐浴室を設置する必要があります。また、児童用の便所に十分な広さが確保されている場合には、児童用便所内に「沐浴コーナー」として設置することも可能ですが、その場合にも乳児室・ほふく室に近接していることが必要です。

(1) 沐浴槽

介助者(保育士)の腰痛対策のため、腰の高さに沐浴槽が設置されていることが望ましい。

(2) 大便器

低年齢児が使用可能な大きさの便器（オマル型便器等）を設置すること。

子ども用手洗い設備があることが望ましい。

手洗い設備を設置する場合は手洗い用の液体石けん又は泡状石けんを設置すること（固形石けんは保管時に不潔になりやすいため、液体石けん又は泡状石けんが望ましい)。

また、手拭用のペーパータオルを設置すること（エアータオルは水の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なためペーパータオルが望ましい)。

(3) 職員用手洗い設備

沐浴槽及び汚物槽とは別に、職員用手洗い設備を設置すること（沐浴槽の蛇口での手洗いは、衛生的ではないため、感染リスクが高まります)。

衛生管理、感染症予防の観点から、蛇口はセンサー式かレバー式。温水が出る混合栓とし、手拭用のペーパータオルを設置すること（エアータオルは水の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なためペーパータオルが望ましい)。

(4) 汚物槽

おむつ・パンツに付着した便を捨てやすくなる。

蛇口は、感染症予防を考慮し、レバー式にすること。

(5)　おむつ交換台を設置すること。

5 保育所型認定こども園における事故防止のポイント

条例第４条や局長通知にもありますように、安全面に配慮された保育所であるよう、設計段階から十分な検討を行うようよろしくお願いいたします。

1　転落事故防止のために

条例第４条第６号の規定により、「保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備」を設けることが必要です。局長通知において、さらに具体的に言及されていますので、よくお読みください。

(1)　バルコニー等

「乳幼児の転落を防止するため金網、柵」について、条例において具体的な高さ等の言及はありませんが、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条に基づき、バルコニー等において、床から 110 ㎝以上の手すり等を設ける必要があります。

(2)　保育室

・　保育室の腰壁等の高さについて、床から 110 ㎝以上確保できない場合には、(1)のような高さの手すり等を設ける必要があります。もちろん、窓等の近くに棚、暖房器具などがあり、足をかけて登れるようになっている場合には、そこから実質的な高さを確保する必要があるのは言うまでもありません。

・　手すりの縦桟等の間隔についても、そこから児童が入りこんで転落しないよう、９㎝程度の間隔の格子を設けるような配慮も必要となってきます。また、格子に登る心配がある場合には、アクリル板等を取り付けるのも方法です。あるいは、消防法等を十分遵守しつつ、柵等を設けず、窓の開口の幅を制限するという方法もあります。この場合、上記と同様の考えに立ち、開口部分の幅は９㎝程度が適当と思われます。

(3)　階段

・　階段室吹抜の腰壁等の高さについて、保育室と同様に床から 110 ㎝以上確保できない場合には、(1) のような高さの手すり等を設ける必要があります。

・　階段においても、階段間仕切の手すりを使って壁に登れないような配慮が必要です。

2　出入口について

(1)　児童が出入りする室内の建具は、木製の引き戸が望ましいです。また、指を挟まないよう、10 ㎜位の深さのスリットを入れている保育所もありますので、参考にしてください。

(2)　園児に出入りさせたくない戸は、手の届かない高さ（床から 150 ㎝位）のところに、両面サムターン等を取り付けるようにするのも方法です。

(3)　沐浴室、０・１歳児のトイレ等、児童が一人で入ると危険な箇所は、床から 35 ㎝位の木格子を枠に落としこんでとめている保育所もあります。

3　戸棚・家具について

(1)　児童の手の届く高さの戸棚の扉は、引き戸にするのが望ましいです。

(2)　引き出しの隙間は 10 ㎜開け、引き手は金物を使わないのが望ましいです。

(3)　角にはゴムをつけたり、丸みをつける等、ぶつかっても痛くないような配慮が望ましいです。

4　危険防止のために

（1）　温風式暖房機の送風部分のように大変熱くなる部分は、特に低年齢児の火傷につながる心配がありますので、送風ガードの取付けを行うことなどについて検討する必要があります。

（2）　児童が手や指を入れたくなるような部分には、覆いをつけることも検討する必要があります。

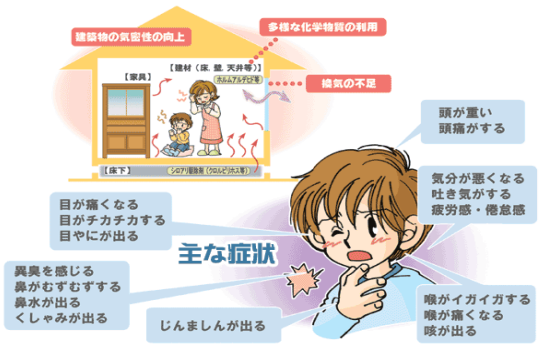
【参考文献】
・建築思潮研究所　2003『建築設計資料　91　保育園・幼稚園 3－子育て支援の中核』、株式会社建築資料研究所
・社団法人全国私立保育園連盟編、株式会社中央設計著　1993『園舎改築のアドバイス　みんなでつくる明日の保育園』、筒井書房

6 保育所型認定こども園整備におけるシックハウス及びアスベスト（石綿）対策について

1　シックハウス対策について

（1）　使用建材等の配慮と適正換気量の確保

平成 15 年７月改正の建築基準法施行以降、使用する建材の規制、換気設備の設置義務付け等、化学物質の室内濃度を下げるための対策が取られることになったところであります。つきましては、可能な限り F☆☆☆☆等の規制対象外材料を使用するとともに、適正な換気量を確保する設計となるよう留意してください。



（2）　揮発性有機化合物等の室内濃度測定と積極的な換気の実施

居室内の空気環境の安全を確保するため、しゅん工時に、室内濃度測定を行って厚生労働省指針値以下であることが確認できる書類を札幌市に提出してください。（札幌市から保育所整備に係る補助金の交付を受ける場合には、当該書面の提出が補助金交付の条件）⇒札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱参照

また、測定結果が指針値を下回った場合でも、室内空気中の揮発性有機化合物等の濃度を極力低減するために、換気や通風を十分行うよう留意してください。

シックハウス症候群とは
新築の家に引っ越したり、住宅をリフォームした後に、目がチカチカしたり、息苦しくて何となく体調が悪くなった経験はありませんか。 これは、建材や内装材、家具類や家庭用品などに含まれる揮発性の高い化学物質が室内に徐々に放散することに起因する健康影響で「シックハウス症候群」と呼ばれています。
シックハウス症候群の原因は、近年、住宅の気密性が高まり、また、建材や内装材、家具類や家庭用品に様々な化学物質が多く使われたため、室内に放散したホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物(VOC)が抜けず、濃度が高くなったためと考えられています。

（3）　化学物質の指針値

厚生労働省は、現在、下表の 13 物質について、室内濃度の指針値を示しています。この指針値は、現状において入手可能な科学的知見に基づき、人が一生涯その化学物質に暴露されたとし

ても、健康への有害な影響を受けないであろうと考えられる濃度に設定されています。※　暴露とは、生体が化学物質などにさらされること。

化学物質	厚生労働省 室内濃度指針値	主な用途（室内での主な発生源）
ホルムアルデヒド	100μg/m³(0.08ppm)	接着剤、防腐剤（フローリング、建具、家具、壁紙接着部）
トルエン	260μg/m³0.07ppm)	塗料の溶剤、希釈剤（塗装部、化粧品）
キシレン	200μg/m³(0.05ppm)	塗料の溶剤、希釈剤（塗装部、ワックス）
パラジクロロベンゼン	240μg/m³(0.04ppm)	防虫剤、防臭剤（衣服の防虫剤、トイレの消臭剤）
エチルベンゼン	370μg/m³(0.085ppm)	塗料、スチレンの原料 塗装部、壁紙、接着部
スチレン	220μg/m³(0.05ppm)	発泡スチロール、接着剤 断熱材、スチロール畳
クロルピリホス	1μg/m³(0.07ppb) 但し、小児の場合は 0.1μg/m³(0.007ppb)	防蟻剤、殺虫剤 シロアリ駆除処理をした建材
フタル酸ジ-n-ブチル	17μg/m³(1.5ppb)	プラスチックの可塑剤、印刷インク ビニールクロス、クッションフロア
テトラデカン	330μg/m³(0.04ppm)	塗料の溶剤、希釈液 塗装部
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100μg/m³(6.3ppb)	プラスチックの可塑剤 ビニールクロス、クッションフロア
ダイアジノン	0.29μg/m³(0.02ppb)	防蟻剤、殺虫剤 シロアリ駆除処理をした建材
アセトアルデヒド	48μg/m³(0.03ppm)	接着剤、防腐剤 （フローリング、建具、家具、壁紙接着部、喫煙）
フェノブカルブ	33μg/m³(3.8ppb)	防蟻剤、殺虫剤（シロアリ駆除処理をした建材）

主な化学物質の特徴

- ホルムアルデヒド
 強い刺激臭のある気体で、水に溶けやすく、水溶液はホルマリンといわれ、各種樹脂の原料、合板や壁紙、家具の接着剤に広く使われてきました。
- 揮発性有機化合物(VOC)
 常温で揮発しやすい有機化合物の総称で、数十から数百種類あると言われています。
 WHO では、それぞれの物質の沸点によって、VOC を 4 つのグループに分類しています。
- 総揮発性有機化合物（TVOC）
 「T」はトータルで全てを代表する、という意味で、各種 VOC の総量です。
 室内空気質の状態の目安を示す際に使われ、暫定目標値として 400μg/m³（既築)が設定されています。

(4)　シックハウス症候群の対策

室内の空気汚染を防ぐために、すぐにできる対策は「換気」です。

現在の住宅は、非常に気密性が高くなっていますので、積極的に換気をしなければ空気は入れ換わりません。

「窓開け換気」や「機械換気」を意識して行うことが必要で、

特に、新築やリフォームした場合は、積極的に換気するようにしてください。



(5)　建築基準法によるシックハウス症候群対策

平成 15 年７月１日、改正建築基準法が施行され、全ての建築物の居室で、使用する建材の規制や、換気設備の設置義務付け等、化学物質の室内濃度を下げるための対策がとられる

こととなりました。

ア　ホルムアルデヒド対策

対策 1.内装仕上げの制限

使用するホルムアルデヒドを発散する建材には、次のような制限が行われます。

	建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散（放散速度）	JIS、JAS などの表示記号	内装仕上げの制限
放散 少	建築基準法の規制対象外	5μg/m²h 以下	F☆☆☆☆	制限なしに使える
	第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料	5μg/m²h 超～20μg/m²h 以下	F☆☆☆	使用面積が制限される
	第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料	20μg/m²h 超～120μg/m²h 以下	F☆☆	使用面積が制限される
多	第 1 種ホルムアルデヒド発散建築材料	120μg/m²h 超	旧 E2、Fc2 または表示なし	使用禁止

注 1：μg(マイクログラム)：100 万分の 1 グラムの重さ。 放散速度 1 μg/m²h は、建材 1 m² につき、 1 時間あたり 1 μg の化学物質が発散されることを言います。

注 2：建築物の部分に使用して５年経過したものについては、制限がありません。

注 3：規制対象となる建材には、原則として JIS、JAS 又は国土交通大臣認定による等級付けがされています。

対策 2.換気設備設置の義務付け



ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具から発散があるため、原則として全ての建築物に、機械換気設備の設置義務付けられます。

例えば住宅の場合、換気回数 0.5 回/h 以上の機械換気設備（いわゆる 24 時間換気システムなど）の設置が必要となります。

※換気回数 0.5 回/h とは、1 時間あたりに部屋の空気の半分が入れ替わることを言います。

対策 3.天井裏などの制限

天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐための措置が必要となります。

イ　クロルピリホス対策

クロルピリホスは、有機リン系のシロアリ駆除剤です。居室を有する建築物には、使用が禁止されます。

（注意点）
建築基準法さえ守れば、シックハウス症候群対策は十分という訳ではありません。
●家具や防虫剤、化粧品などの日用品からも、化学物質を発散するものがあるので注意しましょう。
●24 時間換気システムは、常に運転するようにしましょう。
●新築やリフォーム当初は、室内の化学物質の発散が多いので、しばらくの間は、換気や通風を十分行うよう、こころがけましょう。

建築基準法についてもっと知りたいときは…
<<お問い合わせ先窓口>>
都市局建築指導部建築確認課
札幌市中央区北１条西２丁目札幌市役所２階　電話　011-211-2846

2　アスベスト（石綿）対策について

アスベスト（石綿）はそこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛散したり吸い込むことが問題になることから、吹付け石綿が使用されている建築物の解体等の作業については、作業基準が定められており、当該作業を行う場合には、「特定粉じん排出等作業」として全て

届出（環境局環境都市推進部環境対策課）が必要になっているところであります。

また、建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることのないよう、解体方法、工期、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する必要があります。

つきましては、吹付け石綿が使用されている建築物の解体撤去工事を行う場合には、入所児童や職員、作業従事者等が被曝しないよう、環境対策課の指導の下、工事請負業者や設計監理業者と十分な打合せを行うよう留意してください。

アスベスト（石綿）とは

石綿（アスベスト）は、線状の鉱物で、安価な工業材料としてスレート材、ブレーキライニングやブレーキパット、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などの産業用はもちろん、家庭用ヘアードライヤーなどの身近なところまで広範囲に使用されています。国内の使用量の約 80％は石綿スレート、石綿セメント板等の石綿含有建築材料として使用されています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、現在では禁止されています。このため、最近では建設工事よりもビル等の改修・解体工事のほうが石綿にばく露するおそれが高いといえます。

7 保育所型認定こども園における受動喫煙防止対策について

受動喫煙防止対策について

「健康増進法」の改正により児童福祉施設等においては令和元年７月から敷地内禁煙となりました。

つきましては、保育所においても引き続き「全面禁煙」についてご協力をお願いいたします。

